

平成26年2月14日

公 告

長瀬産業健康保険組
理事長 松木 健



介護保険料率の変更について

平成26年2月13日開催の第115回組合会において、介護保険料率の変更が承認されましたので、公告します。

記

1. 介護保険料率

	変更後	(変更前)
事業主	6.00 / 1,000	(5.00 / 1,000)
被保険者	6.00 / 1,000	(5.00 / 1,000)
計	12.00 / 1,000	(10.00 / 1,000)

2. 適用

平成26年3月分保険料（平成26年4月徴収分）より

以 上

(注) 一般保険料率については調整保険料が変更になりますが、合計保険料率に変更はありません。

・変更後の健康保険料率			
	一般保険料	調整保険料	合計
事業主	45.20/1,000	0.70/1,000	45.90/1,000
被保険者	38.50/1,000	0.60/1,000	39.10/1,000
計	83.70/1,000	1.30/1,000	85.00/1,000